

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0520010	道州制北海道スタンダード 歳入徴収金回収プロジェクト	民事執行法第2条・第22条等	私債権については、自力執行が認められておらず、民事訴訟による確定判決等の債務名義により、裁判所又は執行官が執行を行うものとされている。		<p>始めに、滞納者は税を始め給食費、公営住宅料、水道料等も滞納している多重債務者が多く、滞納者の執行意欲は民間債権を優先とし、借債への支払意欲は低く、とりわけ行外に転出するほど執行側の意欲が強くなっている。</p> <p>1. 現行法における可処分収入の滞納処分方法は債権により、次の2区分となっている。 ①私債権は自力執行権により執行機関として実施 ②私債権は自力執行権がなく、執行機関の裁判所へ訴える過程。</p> <p>2. これを、可処分収入には、それぞれ①と②の手法を与え、二刀流とし滞納者の状況により可処分滞納処分の手法を自由に選択できるよう改正を提案します。</p> <p>【具体的に対象とする債権名】 ①強制徴収公債権名: 道町民税、法人町民税、入湯税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、長寿医療保険料、保育所保育料、下水道料、下水道受益者負担金 ②非強制徴収公債権名: 水道料、給食費、町営住宅使用料、し尿費か加圧排水料、幼托児童料 【法の整備】共通法と個別法に滞納処分の二刀流手法を明文化</p>	<p>税との多重債務が多いが、例としては次のとおりです。 1. 現在、下水道料と水道料の賦課は別であるも、事務の効率化と納付者の利便上、納付書は1枚で発行している。 2. 現行法では滞納が発生すると、次の滞納処分をしている。 【下水道料は①の自力執行権で滞納金調査を差し押さ】、【水道料は②により裁判所へ訴える提起】をしている。 3. 結果、①と②によりそれぞれの滞納処分に必要な事務をするとは時間と費用で非常に効率が悪く、かつ、滞納者も困惑しながら訴訟のみ納付し、下水道分は滞納することなく滞納が続いています。原因は税(預貯金口座調査の限界と金融機関費用増加)をなめるも、裁判は怖い。 4. これを解消し、可処分収入の早期回収と事務の合理化と効率的に進めるとともに、可処分と住民の公平感の確保を図るため提案するものです。</p>	C	I	<p>私債権については、自力執行禁止の原則により、自力執行が認められておらず、民事訴訟等により債権の存在、金額等を確定するための手続を経て確定判決等の債務名義を取得し、この債務名義により裁判所又は執行官が執行を行うとされております。</p> <p>御提案にあるように、可処分収入である私債権についても、債権の存在、金額等を確定するための手続は必要であり、可処分収入である私債権のみを例外として自力執行権を認める合理的理由は見出せないと思われまます。</p> <p>したがって、徴収である私債権に自力執行権を認めることはできないと思料いたします。</p>	1003010	新得町	北海道	総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省	
0520020	外国人研修・技能実習制度の見直し	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 第1の4の2	外国人研修・技能実習制度は、外国人に我が国の産業・職業上の技術・技能・知識を移転することを目的とし、随外国の人的育成に協力することを旨として、研修期間と実習期間を合わせて3年以内とする制度であり、実習の対象となる職種・業務は、技能検定等の対象となる63種116作業としている。		<p>■技術転移実習移行対象職種(63種116作業)の拡大 ■研修・技能実習受入の見直し ■技能実習期間の延長</p>	<p>医療保健福祉分野への就労者確保のため、フィリピン、インドネシアEPAにより外国人介護士(看護師)候補の受け入れを本年より行う。サービス水準を確保、向上させるためには受け入れ数の円滑化や単年度化を図る教育機関を行うことが肝要。外国人研修・技能実習制度の機能を踏まえ効果的かつ積極的な運用を図る外国人介護人材養成システムを構築するため、研修・技能実習の期間は日本語教育等は送出国で、日本国内では技能実習を重点化、効率化を図る。技能実習は実習と教育を一体的に行うプログラムである。(介護福祉士国家試験受験資格要件(3年以上の経験+600時間程度の養成研修システム))</p>	D	III	<p>対象職種については、公的に客観的な評価ができるものであつて、かつ、研修生送出国のニーズに合致するものである必要があり、民間企業等の認定に基づき、技能実習への移行を認めることは困難である。また、職種の追加については、職業能力開発促進法に基づく技能検定制度が整備されるか、または評価制度が整備され、(財)国際研修協力機構の認定を受けられ、技能実習移行対象職種に含めることは可能である。</p> <p>なお、研修・技能実習制度の見直しについては、平成21年通常国会への法案提出に向けて関係府庁において検討中である。</p>	1006010	社会福祉法人 聖の里	宮城県	法務省 厚生労働省	
0520030	家事使用人の在留許可申請にかかる、雇用者たる外国人の要件の緩和	出入国管理および難民認定法第七條第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二)に於ける部分に限る。)に掲げる活動を定める件 第2号及び別表第二	投資・経営の在留資格又は法律・会計業務の在留資格を有する外国人である外国人で、申請の時点において、13歳未満の子又は病状等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するものは、自らが使用する言語により日常会話をすることができ個人的使用人を雇うことができる。		<p>東京の核心部(拠点)を海外の金融機関に勤務する外国人従業員を対象として、家族の家事・育児を行う外国人の在留許可申請に関して、雇用者たる外国人の要件を緩和する。</p>	<p>日本経済活性化の一環として、金融・資本市場の競争力を高めることが重要であり、高度な金融技能を備えた外国人を確保することが必要であることは、金融庁が昨年12月21日に発表した「金融・資本市場競争力強化プラン」でも謳われていることである。</p> <p>東京は、金融センターとして、ニューヨークやロンドンのみならずアジアでもシンガポール、香港、上海などと統合しており、当協会に加盟する金融機関の外国人従業員も、これらの都市で働いた経験があります。これらの都市を比べた場合、外国人を受け入れる環境が不十分であり、とりわけ、家族の家事・育児など家事使用人が在留資格を取得することが極めて困難という問題が存在します。</p> <p>現状では、家事使用人の雇用者として適格とされるのは金融機関の一握りの最高年齢のみです。このため、高度な金融技能を備えながら、東京での勤務を始める希望のケースも数多くあります。</p> <p>御提案が、昨年12月に金融庁を対象に実施したアンケートでも、申請が却下された事例が多くなり、経産幹部であったも事業所の長に承諾するまでには言葉ないケースや、76人もの部下を抱えても却下されたケースもありました。</p> <p>当協会は、金融庁との「国際金融拠点機能強化プラン」に記された2つの区域(「東京駅・有楽町駅周辺地域」および「環状2号線新橋周辺・浜坂・六本木地域」)およびその周辺地域に集中していることから、これらの地域を対象として、家事使用人の在留許可申請に関して、雇用者たる外国人の要件緩和を要望します。</p> <p>(注)別紙事業内容書あり。</p>	C	III	<p>我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については受け入れを認めていない。しかしながら、投資・経営又は法律・会計業務の在留資格を持って在留する事業所の長又はこれに準ずる地位にある外国人に、自ら使用する言語により日常会話が可能な個人的使用人の雇用を認めているのは、当該外国人の社会的地位等を考慮した特例措置である。</p> <p>なお、当省においては、「第3号出入国管理基本指針」において、現在では、専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについては着実に検討すべき事業分野と日本語能力などの受け入れ要件を設けずただでなく、その受け入れが我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響(例えば、治安・労働市場・産業発展・構造転換、社会的コスト等)に与える影響を十分に調査する必要があると考へており、いずれにしても、関係機関等との十分かつ慎重な議論なくして容易に結論を出すべき課題ではないと認識している。</p>	1036010	国際銀行協会	東京都	警察庁 法務省 厚生労働省	
0520040	外国人の家事使用人にかかる在留資格要件の緩和	出入国管理および難民認定法第七條第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二)に於ける部分に限る。)に掲げる活動を定める件 第2号及び別表第二	投資・経営の在留資格又は法律・会計業務の在留資格を有する外国人である外国人で、申請の時点において、13歳未満の子又は病状等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するものは、自らが使用する言語により日常会話をすることができ個人的使用人を雇うことができる。		<p>外国人家事使用人を雇用する者の資格要件のうち、①「投資・経営」又は「法律・会計業務」の資格をもって在留する、②事業所の長又はこれに準ずる地位にある者で、③申請の時点において13歳未満の子又は病状等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの、の要件を、①東京都の特定の地域(新宿区、港区、品川区、渋谷区、千代田区、墨田区及び中央区の全域)内に所在する事業所等が勤務し、又は当該地域内に居住し、②金融庁サービスセンターに従事する外国人については、これを撤廃又は代替的手段をもって緩和する。</p>	<p>左記の特定の地域内で勤務又は居住する外国人金融ビジネスパーソン等が雇用する外国人家事使用人について、左記①～③の要件を、撤廃又は外国人に一定の経済的要件を求めるなどの代替的手段をもって緩和する。</p> <p>(1) 事業の必要性 a. 外国人家事使用人の必要性 b. 雇用者の在留資格の要件(左記①)の不合理性 c. 雇用者の在留資格(左記②)の不合理性 d. 雇用者の家族構成の要件(左記③)の不合理性 e. 総合的に見て左記①～③のような制限はない f. 本提案は、外国人労働者や国際金融拠点機能強化プランを具体化するものである g. 本事業に実質的効果をもたらすためには左記地域における規制緩和が必要である ② 事業の許容性 a. 雇用者の規定により費用対効果が低い一方、入管政策に与える影響は軽微である b. 雇用者を金融機関サービスセンターに従事する者に限ることから、教育費等の可能性は低い c. 雇用者の在留資格・地位に関する要件は、経済的要件によって代替可能である (詳細は別紙事業内容書のとおり)</p>	C	III	<p>我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については受け入れを認めていない。しかしながら、投資・経営又は法律・会計業務の在留資格を持って在留する事業所の長又はこれに準ずる地位にある外国人に、自ら使用する言語により日常会話が可能な個人的使用人の雇用を認めているのは、当該外国人の社会的地位等を考慮した特例措置である。</p> <p>なお、当省においては、「第3号出入国管理基本指針」において、現在では、専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについては着実に検討すべき事業分野と日本語能力などの受け入れ要件を設けずただでなく、その受け入れが我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響(例えば、治安・労働市場・産業発展・構造転換、社会的コスト等)に与える影響を十分に調査する必要があると考へており、いずれにしても、関係機関等との十分かつ慎重な議論なくして容易に結論を出すべき課題ではないと認識している。</p>	1037010	在日米商工会議所	東京都	警察庁 法務省 厚生労働省	



05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0520090	外国人の在留資格変更申請の柔軟化	出入国管理及び難民認定法 第20条第3項但し書き	「短期滞在」の在留資格で在留している外国人が在留資格の変更を行う場合には、やむを得ない特別の事情に、基づくものでない限り許可されない。		「短期滞在」の在留資格で滞りしている外国人が、日本で投資の準備ができたとき、又は就職が決定した場合、現在は、「短期滞在」の在留資格から「投資・経営」「人文知識・国際業務」等への在留資格への変更申請は認められていないが、「在留資格認定証明書」の申請を経ずに直接在留資格の変更手続きができるよう措置する。	日本において事業の実施又は就職を希望する外国人は、「短期滞在」の在留資格において日本に滞在しその準備活動を行うことが多くみられ、特に査証免除国の国民は、自由に日本に入国できることから、「短期滞在」の在留資格で準備活動を行うことが多い。 このような状況で、事業の準備が進む又は就職先が決定した場合に、現行法の運用では、「短期滞在」の在留資格から、「投資・経営」等への在留資格の変更が認められておらず、「在留資格認定証明書」を本人又は日本の関係者が申請し、たまたま運良く「短期滞在」の期間内に認められれば、在留資格の変更を申請することができるが、「在留資格認定証明書」の発行には、十分な程度かかる場合もあり、せっかく日本において準備が進んでいるにもかかわらず、一度、本国その他の第三国に出国しなければならぬ状況になっております。 この点などから、当該外国人にとって時間と費用において、非常に大きな負担となるものであり、日本に対する投資の促進や人材の国際交流の阻害要因となっております。 そこで、「短期滞在」から「投資・経営」等の就労資格への在留資格の変更申請を認めていただきたいと要望するものです。	C	I	「短期滞在」の在留資格で、日本国内で行うことができる活動は、日本に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は学会への参加、業務連絡その他これらに類する活動であり、本来、短期間の滞在を目的として来日する者である。それゆえ、査証免除、上陸手続も簡易なものとなっている。この趣旨に鑑み、「短期滞在」からの在留資格の変更については、やむを得ない特別の事情に基づくものに限り許可することとされているところである。よって、要望は認められない。		1051010	個人	東京都	法務省
0520100	官公庁へのオンライン申請の代理人の範囲の拡充	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法でない者は、登記に関する手続の代理業務、書写作成業務及び相續業務を行うことはできない。また、違反者には罰則が科される。		政府・地方自治体等に対してオンラインを利用して代理人により手続きする場合には、管轄官公庁の各手続きごとに特定の有資格者のみに限定されているが、この有資格者の範囲を拡大し、電子政府の推進を図る。	官公庁に対する手続きについては、かなりの分野においてオンラインによる申請が可能となっていますが、どの分野においてもその普及率は低いと書かざるを得ない状況となっております。 これは、オンライン申請はパソコンに慣れない者にとっては、非常に面倒であるというのが一因であると考えられますが、これを補完するのが、行政書士等の専門職ですが、各士業法により、そのできる範囲は限定されています。 例えば、許認可関係・会社定款であれば行政書士、登記関係は司法書士、税務関係は税理士、社会保険関係は社会保険労務士、というように行政庁と士業が正に役割別の関係で繋がっており、電子申請も各々々に特定の有資格者のみに限定されているが、この有資格者の範囲を拡大し、電子政府の推進を図る。 その限られた士業が扱ったことにより、このような、固定された職種を有する制度が電子政府の推進を阻んでいると考えられますので、この点に挙げた4士業においては、相互に自由に代理人として手続きが行えるようし、各手続きにおける電子申請の利便性を大幅に増やすことが電子申請の利用率を高め、官公庁の事務処理の効率化に資すると思っております。 また、このように権利士業一般が市民からみかみかたに良いのかかりにくく、また、各手続き毎に依頼先を探さなければならず、一般市民にとっても大変不便なものであり、官公庁と市民との距離を広げてしまう要因ともなっているものと思料いたします。	C	I	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、申請方法がオンラインであるオンラインでないにかかわらず、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から適切でない。		1051020	個人	東京都	総務省 法務省 財務省 厚生労働省
0520110	大学が単位認定する有償・長期インターンシップ活動に参加する留學生に係る在留資格外活動許可の不要化	出入国管理及び難民認定法 第19条第2項	法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者は、その在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を留置しない範囲内で当該活動に關しない収入を得る事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行う場合には、法務大臣から許可を求めなければならない。		大阪府内の企業が大学と連携して行う有償の長期インターンシップ活動で、一定の要件を満たすものについては、当該インターンシップ活動に係る大学が届出を行うことにより、在留資格内の活動として、当該インターンシップ活動に参加する留學生に係る在留資格外活動許可を不要とする。	我が国では、少子高齢化に伴い、労働人口が減少する中で、世界から高度人材の受け入れを拡大することが喫緊の課題となっている（経済財政改革の基本方針2008）。 留學生が企業の中長期的な成長戦略を推進するインターンシップ活動は、教育を受けるという留學生の在留目的に含意するばかりでなく、インターンシップ活動を通じて、留學生と企業が相互理解を深めることにより、卒業後に国内企業への就職を促進し、高度人材の受け入れの拡大に貢献するものである。この場合に、インターンシップ活動は、長期にわたるほど効果が高いとされており、さらに、長期のインターンシップ活動は、参加者に責任感や意欲を醸成する観点から、有償であることが望ましいとされている。 しかしながら、このような長期インターンシップ活動を有償で行う場合には、当該インターンシップ活動に参加する留學生は、出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき在留資格外活動の許可が必要で、活動期間の上乗等の制約があることから、当該インターンシップ活動は、留學生、企業の双方にとって費用も関係なく、十分に活用されていないのが実態である。 このため、大阪府内の企業が大学と連携して行う有償の長期インターンシップ活動で、次の要件を満たすものについては、当該インターンシップ活動に係る大学が法務大臣に届出を行うことにより、在留資格内の活動として、当該インターンシップ活動に参加する留學生に係る在留資格外活動許可を不要とする。 ① 大学が授業の一環として単位を付与するものであること。 ② インターンシップ活動が1カ月を超える期間であること。	C	I	入管法第19条第2項においては、「留學生」の在留資格で、収入を得る事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行う場合には、資格外活動の許可を求めなければならないとしており、その許可の範囲を逸脱した活動を行った場合には、刑事罰の対象。場合によっては、退去強制の対象となるほど重い扱いをしているなど、留資格外活動の許可を求めなければならないという観点から、留資格外活動の許可を不要とすることは困難である。なお、資格外活動許可の申請については、地方入国管理局長が相当と認める場合には、外国人が教育を受けている職員が外国人本人の代わりに申請書等の提出等を行うことを認めている。また、教育機関の長期休業期間中は活動時間の上限を1日8時間と緩和している。		1066010	大阪府	大阪府	法務省 厚生労働省
0520120	留學生が国内企業に就職の際の在留資格の変更許可基準の緩和	出入国管理及び難民認定法 第20条第3項	外国人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験（大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程）において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。）により、当該知識を習得していることが必要。		留學生が大阪府内の企業に就労する場合で、一定の要件を満たす者であるものについては、法務大臣による在留資格の変更許可基準を緩和し、専攻科目と従事業務との整合性の要件を適用しないこととする。	我が国では、少子高齢化に伴い、労働人口が減少する中で、世界から高度人材の受け入れを拡大することが喫緊の課題となっている（経済財政改革の基本方針2008）。我が国の大学で留學生の多数が、卒業後の進路として国内企業への就職を選択しているため、高度人材の受け入れの拡大に貢献するものである。 留學生が国内企業へ就労する場合は、出入国管理及び難民認定法第20条第3項の規定に基づき、在留資格を留學生から就労目的に変更するための法務大臣の許可が必要であるが、当該許可は、専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられるものの、原則として上陸許可基準に適合していることが考慮されることとされている（「在留資格の変更」在留期間の更新許可のガイドライン」（平成20年3月法務省入国管理局））。 この場合に、当該基準は、留學生に係る大学の専攻科目と就労目的の従事業務との整合性が認められているが、特に、文系科目を専攻した留學生が就労する場合には、このような整合性の立証が困難で在留資格の変更の許可がなされないことが多いなど、優秀な留學生を十分活用できていないのが現状である。このため、留學生が大阪府内の企業に就労する場合で、次の要件を満たす者であるものについては、法務大臣による在留資格の変更許可基準を緩和し、専攻科目と従事業務との整合性の要件を適用しないこととする。 ① 4年生大学又は大学院を卒業していること。 ② 一定以上の日本語の能力があること。	D	IV	現在の企業においては、特定分野に限らず広範な分野の知識を必要とする業務も多い実態を踏まえ、一定の関連性が認められれば、許可することとしているが、改めて地方入国管理局に対し、この取扱いの徹底を指導する。		1066020	大阪府	大阪府	法務省 厚生労働省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0520130	オンライン商業登記の際に行政書士電子証明書の使用を可能にして頂きたい。	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科せられる。		1. 現在、公認会計士に認められている商業登記の代理権を、行政書士にも認めて頂きたい。 2. 具体的には、司法書士法の改正、もしくは法務省議定を出して頂きたい。 3. 政府が推進する電子政府・電子申請の実現のため、上記の代理権はオンラインの登記申請に限定したもので結構です。	会社法が改正され、日本も起業しやすい法制度が整いつつあります。しかし、現状では商業登記を依頼することができる専門家は司法書士とされており、起業家の方々の多様なニーズに応えることができていません。この点、行政書士であれば、日常的に企業の営業許可の取得手続きの支援を行っているため、会社の登記で代えるようならば、起業家の側で費用を節約することができます。行政書士は、会社の定款を作成する専門家であり、法的知識・能力については十分に担保されています。このことは、電子定款の作成についても実績数により確認することも可能だと思います。また、行政書士・日本公認会計士連合会から業務として定款の代理作成をすることが可能である旨の公式見解が出されている唯一の士業でもあります。能力担保としての商業登記法の知識については、一定の研修等を行って行政書士に課することで十分担保できると思います。このことは、公認会計士にも登記申請代理が認められていることから明らかです。(公認会計士試験は、商業登記法が試験科目とされていません。)本提案を実現するためには、司法書士法を改正して行政書士にも登記申請代理を認めて頂くのが一番ですが、公認会計士のような法務系の通過で済めばいい法もあります。なお、政府が推進する電子政府・電子申請の実現のため、上記の代理権はオンラインの登記申請に限定したもので結構です。登記の専門家であるべき司法書士でも、オンライン申請に習熟できていない事務所が多数あることから、司法書士以外にも国民の受け皿の拡充を図る必要性が高いと思われます。	C	I	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、申請方法がオンラインであるかオンラインでないかにかかわらず、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記業務等の適正な運営の観点から適切でない。	1070010	個人	法務省	法務省	
0520140	一般廃棄物処理業許可、一般廃棄物処理施設設置許可、産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可に係る許可要件(欠格要件)の見直し	廃棄物処理法第7条第5項第4号ハ、第8条の2第1項第4号、第14条第5項第2号イ、第15条の2第1項第4号イ	申請者や許可業者が欠格要件に該当する場合は不許可や取消の処分を受けることになる。		現行法では許可を受けることができない者の要件(欠格要件)が定められており、「刑法第204条(備蓄)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(貸仕)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなかった日から5年を経過しない」は欠格要件該当者となし、保有する一般廃棄物処理業許可、一般廃棄物処理施設設置許可、産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可があった場合は全て許可取消し(義務的取消し)となる。この点については、形式的欠格要件に該当することになった場合であっても、消失によるもので、かつ、業務外における私的な行為であれば裁量的許可取消しとされた。	提案理由: 本提案は、悪質な廃棄物処理業者の排除を目的とした欠格要件が、循環型社会の構築に向けた取組みを阻害しないよう提案を行うものである。 添付資料として(仮設事例(私的な行為に關連して許可が取消される事例)を示すが、本来の廃棄物処理法の趣旨は、廃棄物処理を意図しない事業者に対して是し行政処分を課することである。しかしながら、突如は想定外の事例(友人との酒席における口論のため、小突いてしまった等)により許可が取消されるようなことと発生している。 罪刑法定主義の観点から、刑法に触れれば当然容認すべきではない。しかしながら、全ての者が廃棄物処理法で考る「悪質な業者」に該当するものといえ、必ずしもそうとはいえず、本来の趣旨には比較、過分の行政処分であると思考する。 よって、廃棄物処理とは直接関係のない、消失によるもので、かつ、業務外における私的な行為が、廃棄物処理法に抵触する行為として許可取消しに該当することになった場合であっても、消失によるもので、かつ、業務外における私的な行為であれば裁量的許可取消しとされた。	C	I	本件要望については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を所管する環境省において検討すべきであり、現在、環境省において検討されているものと承知している。その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合は、対応を行う。	1082010	行政書士佐島総合事務所	東京都	法務省 環境省	
0520150	行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類の拡充(後見登記の登記事項証明書等)	後見登記等に関する法律第10条 後見登記等に関する法令第15条	登記事項証明書等の交付を請求できる者の範囲については、本人及びその関係者に限られる。		行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類に、後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書(登記されていないことの証明書に限る。)、外国人登録法に基づく外国人登録原票記載事項証明書、市町村長発行に係る身分証明書(破産者ではないこと及び旧民法の禁治産、準禁治産者ではないこと)及び旧民法の禁治産、準禁治産者ではないこと)を証明する書類、戸籍に関する行政証明。)を加えられた。	国民の利便性の向上、行政書士による円滑な事務の推進の観点から本提案を行うものである。現在、行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類は、住民基本台帳法に基づく住民票や除籍、戸籍法に基づく戸籍簿本や除籍簿本に限られる。それぞれ法律において特定事務受任者として行政書士・行政書士法人を含む。)が明記されている。このことは、行政書士法第19条の3に基づく官公署へ提出する書類、権利関係又は事実証明に関する書類の作成(法定外業務)に不可欠であった。他、他人からの依頼があったこととを、上記のうちの必要な公的証明書類を職務上の権限で請求・取得することができることを公認しているものと理解する。 近年の複雑・多様化する行政規則に対して、行政書士は官公署に提出する書類作成業務として許認可申請を多く手掛けるが、外国人の増加や多様化する社会との影響により法定添付書類が増え、職務上請求書の枠組みが現在の社会状況に合っていないのと考ええる。 一般的に、法人が営業のために取得する許認可には厳格な許認可要件があり、法人役員のみで成年後見人ではないことの確認として成年後見登記がされていないことの証明書の交付が決定されている。また、法人役員に外国人が就任することが多く、添付が法定されていないもの行政機関の指導により住民票の代わりとして外国人登録原票記載事項証明書が必要とされている。さらに、法人役員のみで破産者ではないことの確認として市町村長発行に係る身分証明書が求められることがある。したがって、権限における公的証明書類の拡充を求める。	C	I II	成年後見制度の普及以前は、禁治産宣言又は準禁治産宣言の審判が決定すると、後見人又は後見人からの届出により、本人の戸籍その他の資料に記載されていた。しかし、禁治産宣言・準禁治産宣言を受けたことが戸籍に記載されることに対しては、強い心理的抵抗感をもつ関係者が多く、これが、禁治産制度・準禁治産制度の利便性が低下しているとの批判があった。また、成年後見制度により、新たに補助や任意後見制度が設けられ、補助人、任意後見人の多様な代理権等を公示するようになった。戸籍への記載では、一部対応できないことから、取引の安全の要請と本人のプライバシー保護の要請との調和を図るうえで、戸籍に代わる公的証明方法として成年後見登記制度が作られた。 以上のように、法定後見及び任意後見に関する情報(本人の判断能力というプライバシー)の高度な情報であることから、誰が自由に登録情報を知ることができることは適当でないが、円滑な取引活動を行うためには、登記内容等を取引の相手方に証明する必要がある場合もあるため、登記事項証明書の交付を請求できる者は、登記簿に記載されている者(一定の者に限定されている(後見登記法第10条、後見登記等に関する法律第15条))なお、法定後見又は任意後見を受けていない者については、登記簿にはないが、取引のため、後見等を受けていない旨を証明する必要がある場合があるため、何人自己成年後見後見人、任意後見契約の本人等とする記録がない登記事項証明書の交付を請求できることとなっている。 つまり、登記事項証明書の交付を請求できる者の範囲について、本人及びその関係者のみに限定しているのは、取引の安全の要請と本人のプライバシー保護の要請との調和を考慮した結果であり、要望内容のとおりに職務上請求し、取得することができる公的証明書類であるとの観点から、本人のプライバシーを保護するという観点から相当ではなく、成年後見登記制度の趣旨を没却してしまうこととなる。	1082030	行政書士佐島総合事務所	東京都	法務省 総務省 法務省	
0520151	行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類の拡充(外国人登録原票記載事項証明書)	外国人登録法 第4条の3第5項 外国人登録法施行令第2条	外国人登録原票については、外国人登録法第4条の3において原則非開示された上で、登録原票記載事項証明書の交付を請求できる者についても限定して定められているが、行政書士については請求が認められている。		行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類に、後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書(登記されていないことの証明書に限る。)、外国人登録法に基づく外国人登録原票記載事項証明書、市町村長発行に係る身分証明書(破産者ではないこと及び旧民法の禁治産、準禁治産者ではないこと)を証明する書類、戸籍に関する行政証明。)を加えられた。	国民の利便性の向上、行政書士による円滑な事務の推進の観点から本提案を行うものである。現在、行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類は、住民基本台帳法に基づく住民票や除籍、戸籍法に基づく戸籍簿本や除籍簿本に限られる。それぞれ法律において特定事務受任者として行政書士・行政書士法人を含む。)が明記されている。このことは、行政書士法第19条の3に基づく官公署へ提出する書類、権利関係又は事実証明に関する書類の作成(法定外業務)に不可欠であった。他、他人からの依頼があったこととを、上記のうちの必要な公的証明書類を職務上の権限で請求・取得することができることを公認しているものと理解する。 近年の複雑・多様化する行政規則に対して、行政書士は官公署に提出する書類作成業務として許認可申請を多く手掛けるが、外国人の増加や多様化する社会との影響により法定添付書類が増え、職務上請求書の枠組みが現在の社会状況に合っていないのと考ええる。 一般的に、法人が営業のために取得する許認可には厳格な許認可要件があり、法人役員のみで成年後見人ではないことの確認として成年後見登記がされていないことの証明書の交付が決定されている。また、法人役員に外国人が就任することが多く、添付が法定されていないもの行政機関の指導により住民票の代わりとして外国人登録原票記載事項証明書が必要とされている。さらに、法人役員のみで破産者ではないことの確認として市町村長発行に係る身分証明書が求められることがある。したがって、権限における公的証明書類の拡充を求める。	C	II	外国人登録制度については、在留外国人の公正な管理に資するの目的から、「一般社会生活上の身分関係・居住関係の公益を法律上の目的としておろす。また、外国人の同一人性の確認の観点から、登録原票には戸籍や住民基本台帳に記載されている(職歴関係)等の情報を始め、写真、署名等が記載されていることから、原則として非開示とされている。したがって、一般社会生活上の要求から開示の範囲を拡大することは、本来、外国人登録制度を享受していないところであった。行政書士についても、例えば反対当事者に対する訴訟の代理そのものを自ら職務として遂行するような場合の機軸及び事業上の必要性が生じない限り、職務上請求を認めることは困難である。	1082030	行政書士佐島総合事務所	東京都	法務省 総務省 法務省	

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
0520160	家事審判法第9条に基づく甲類審判 事項(民法に基づく争訟性のない事 務)の一部を関係する法律関係に 開放する件	司法書士法第3条、第73条 第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は 司法書士法人でない者は、裁判所に提出す る書類の作成業務及び相談業務をすること はできない。 また、違反者には罰金が科される。		家事審判法第9条に基づく甲類審判事項(民法に基 づく争訟性のない事務)について、開放できる事務、 開放できない事務に区分し、開放できる事務につ いて関係する法律関係(税理士、行政書士)に開放 された。	一国民の視点から、また、国民へのワンストップサービス向上の観点から、税理士、行政書士が家事審 判法第9条に基づく甲類審判事項に開すべく提案するものである。現行法では、司法書士又は司法書 士法人でない者は、家庭裁判所に提出する書類の作成を業とすることはできない。専門的かつ高度な案 件は国民の権利保全の観点から全く議論はない。 しかし、紛争性がなく、かつ、簡易なもので「裁判所に提出する書類は、国民の権利義務に多大な影響 を及ぼすため、作成に当たっては高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、司法書士以外の 者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全の観点から適切でない。」とする一般的見解には異論があ る。 9条各号を個別に見てみると、11号「財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分」は、日 常業務の延長線上にある税理士にも適格性があり、行政書士においても適格性がある。 行政書士の関係では、6号の子の氏の実現についての許可は行政書士による離婚協議書作成の延 長線上にある。子の親権者が氏を婚姻前の氏に戻す場合には市町村役場への対応済みだが、その場合 は家庭裁判所の許可が必要となり、行政書士は関与することができない。その他代表例では、29号「相 続の放棄の申述の受理」、34号「遺言書の検認」などが挙げられる。 甲類審判事項の申立書は、家庭裁判所に提出された定書で、記載例を見ながら誰でも容易に作 成できるが、事案に応じた法的な素養は当然必要である。税理士、行政書士はそれら素養は十分に満た しているものと考え、誰が、誰の役に立つ制度なのか、関係団体と協議の上、真摯に検討頂きたい。	C	I	裁判所へ提出する書類は、国民の権利義務に多大な影響を及 ぼすものであり、作成に当たっては高度な法律知識及び専門的 能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うこと は、国民の権利の保全の観点から適切でない。		1083010	個人	東京都	法務省
0520170	行政書士への法律相談の開放	弁護士法第72条、第77条 第9号	弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を 得る目的で他人の法律事件に関する法律事 務を取り扱うことを業としてはならない。また、 その違反者には罰金が科される。		行政書士業務に対する規制緩和	行政書士は、当事者を代理して遺産分割協議書、契約書等を作成できることから、一般市民から相談を受 けることが多い。にもかかわらず、弁護士法72条により、法律相談はできないとされている。法的紛争事件 を扱う弁護士や認定司法書士とは異なり、行政書士は紛争を回避するための契約書等の作成を扱う国家 資格者である。また多くの国民は、費用は安く民事書士と内閣に事件を解決したいと望んでいる。した がって、行政書士が法律相談を受けられるようになれば、法的紛争事件の増加を抑止することができる と考える。	C	I	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入 を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人ら の利益を損ない、法律秩序を害するところからである。こ の趣旨からすれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職 務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとさ れるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るため の諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占すること には、十分な合理性、必要性があると考えられる。 要望の「法律相談」が具体的にいかなるものを指すのか明らか でないが、弁護士法第72条の「法律事務」に該当するものをい うのであれば、その範囲は極めて多岐に渡り、かつ、当事者そ の他関係人らの利害に重大な影響を及ぼすものであり、幅広い 法律分野に関する法律知識と専門的能力が必要とされる。した がって、このような法律事件の法律事務を扱うものについて、弁 護士と同程度に、法律専門家として求められる能力や倫理が担 保されていることが必要であり、このような能力や倫理の担保 なく、弁護士以外の者に法律事件についての法律事務を行うこ とを認めることは相当でない。		1086010	個人	京都府	法務省